

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	吉田 稔
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援⑤	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	17,301,860

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅ2025 本文)		(取組項目)							
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。		i) 障害福祉サービスの給付等 ii) 相談等による障害者の自立支援 iii) 精神保健福祉施策の推進 iv) 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備 v) 心身障害者に対する福祉制度の整備							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から③の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 ③販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円 (R7)	
	実績値②	17,664円 (R元)	19,150円					進捗状況	
	達成率②/①		101%						順調
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。上記①については、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有した。②、③については、事業所の取組の周知と収入増を目的として、事業所商品の販売会の実施、他部局所管のオンラインショップへの出店等販路の拡大を図っている。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。
	新たに発達外来を開設する医療機関数	目標値①	12箇所	13箇所	14箇所	15箇所	16箇所	16箇所(累計) (R7)	
	実績値②	11箇所 (R2)	12箇所					進捗状況	
	達成率②/①		100%						順調
		県内では、発達障害を診察する医療機関が少なく、診察をする一部の医療機関で、診察の待ち時間が長くなっている。これは全国的な傾向ではあるが、発達障害を診る医療機関を増やし、医療を必要とする患者を医療につなぐことが急務である。このため、県では、発達障害児の診察ができる医師を養成する研修を実施するほか、地域において発達障害の診療やリハビリを開始しようとする医療機関の施設・設備整備に要する経費に対して補助を行い、医療機関における発達外来の新たな開設を進めている。							

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和3年度事業の成果等
				R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R2目標	R2実績	達成率	
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画	R4目標	R4実績						
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等								
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象								
所管課(室)名												
取組項目1	○	1	自立支援給付費	8,985,268	8,985,268	1,956	障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】 数値目標なし	52,492	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ・本事業の実施により障害者に就労の場を提供するとともに、工賃の水準が向上するために必要な支援を行うという観点から、サービス実施事業所に対しては工賃向上月額に応じた基本報酬の設定がなされていることで、障害者の平均工賃向上に寄与している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害福祉サービス事業所へ報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供に繋がった。	
				9,449,963	9,449,963	1,947			数値目標なし	53,201		—
				9,782,891	9,782,891	1,920			数値目標なし			
			H18-	障害者総合支援法第94条				【成果指標】	—	—	—	
	障害福祉課	○	—	—	社会福祉法人等	—	—	—				
	○	2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	—	—	—	リーフレットの作成や、専門的な相談員(社労士等)の派遣等により、福祉・介護職員の処遇改善加算取得に必要な賃金規程整備等の具体的手順や、規程の内容等に係る個別の助言・指導を行った。	【活動指標】 社労士の派遣箇所(回)数	66	8	12%	●事業の成果 ・令和3年度は738の事業所が加算Iによる収入を得て賃金改善を実施し、一定の成果が得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・職員の処遇改善を図ることで、福祉サービス事業所における人材確保に寄与した。
				1,913	0	0			30			
				H29-					【成果指標】	—	—	
			障害福祉課	—	—	—		加算I取得事業所数(事業所)	818	738	90%	
	○	3	療養介護医療費	112,971	112,971	798	療養介護(医療型ケアが必要な障害者へのサービス)の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】 サービスの利用実績(人) ※R4.3提供分	521	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。	
				107,566	107,566	779			数値目標なし	532		—
				104,990	104,990	768			数値目標なし			
			H18-	障害者総合支援法第94条				【成果指標】	—	—		—
	障害福祉課	○	—	—	社会福祉法人等	—	—	—				
	○	4	障害児施設支援費	2,226,255	1,947,552	2,347	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)及び、障害児入所支援に要する経費(国1/2、県1/2)を支出した。	【活動指標】 放課後等デイサービスの利用実績(日)	47,086	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(児童福祉法)に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・入所支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上に寄与した。	
				2,466,499	2,466,499	2,337			数値目標なし	48,707		—
2,151,247				2,151,247	2,304	数値目標なし						
H24-			児童福祉法第24条			【成果指標】		—	—	—		
障害福祉課	○	—	—	障害児入所・通所施設等	—	—	—					

取組項目 i	5	身体障害者更生医療給付費	692,273	692,273	2,347	障害者総合支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度(国1/2、県1/4、市町1/4)を実施した。	【活動指標】 指定医療機関数(箇所)	数値目標なし	65	—	●事業の成果 ・市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行い、対象身体障害者の医療費自己負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・更生医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。
			659,936	659,936	2,337			数値目標なし	66	—	
			674,665	674,665	2,304			数値目標なし			
		S29-	障害者総合支援法第2条、58条			【成果指標】	—	—	—		
		障害福祉課	○	—	—		—	—	—		
取組項目 ii	7	障害者更生相談費	19,006	19,006	391	身体障害者更生相談施設および知的障害者更生相談施設の運営を行った。	【活動指標】 相談件数(件)	数値目標なし	8,042	—	●事業の成果 ・身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
			17,121	17,121	390			数値目標なし	7,342	—	
			24,225	24,225	384			数値目標なし			
		S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条			【成果指標】	—	—	—		
		障害福祉課	○	○	—		—	—	—		
取組項目 ii	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業	2,500	0	3,912	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等(者含む。)やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等を行った。 また、医療的ケア児等の実態調査を実施し、ニーズ等の把握を行った。	【活動指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施回数(回)	1	0	0%	●事業の成果 ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により参加定員を削減し研修を実施、19名のコーディネーターを養成した。 ・医療的ケア児等のニーズを把握したことで課題が明確となり、今後の施策に活用できる。 ●事業群の目標達成への寄与 ・必要なサービスを提供する体制の構築を行い、医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
			3,476	0	3,895			1	1	100%	
			4,400	0	3,841			1			
		H27-	児童福祉法第56条の6、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条			【成果指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数(人)	30	0	0%		
		障害福祉課	○	—	—		30	19	63%		
取組項目 ii	9	医療的ケア児支援センター運営事業				医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図る。	【活動指標】 医療的ケア児支援に係る研修会・協議会の開催、参画回数(回)				—
			7,633	3,435	3,841			10			
		(R4新規)R4-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条			【成果指標】 医療的ケア児に係る支援体制が整備された市町数(市町)					
		障害福祉課	—	—	—		4				

取組項目 ii	10	巡回相談費	315	315	156	離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	【活動指標】 巡回相談件数(件)	数値目標なし	134	—	●事業の成果 ・離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。		
			579	579	156			数値目標なし	129	—			
			1,384	1,384	154			数値目標なし					
		身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条			【成果指標】		—	—	—				
	S26-	○	—	—		—	—						
	障害福祉課			○	—	—	離島・へき地に住む身体障害のある人及び知的障害のある人	—					
	11	障害者自立促進事業	1,498	1,342	235	障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図るために、障害者団体が開催する研修会等の経費を補助した。また、障害者福祉活動推進員を設置することにより、社会参加促進施策の体系的及び効果的な推進を図った。	【活動指標】 研修会実施件数(件)	23	8	34%		●事業の成果 ・研修会等の開催等の経費に助成を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったため、目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に寄与した。	
			1,005	849	234			23	9	39%			
			360	212	230			23					
		長崎県障害者団体研修費助成事業補助金実施要綱			【成果指標】		986	419	42%				
	H6-	—	—	—		986	256	26%					
	障害福祉課			—	—	—	障害者団体	986					
12	障害者広域支援事業	316	205	1,565	広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	【活動指標】 アドバイザー活動日数(日)	49	30	61%	●事業の成果 ・各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町域を越えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーを配置することで、地域における相談支援体制の整備の推進に寄与した。			
		503	301	1,558			49	48	97%				
		1,176	781	1,536			49						
	障害者総合支援法第78条			【成果指標】		100	100	100%					
H19-	—	—	—		100	100	100%						
障害福祉課			○	—	—	市町・事業者	100						
取組項目 iii	○	13	障害者医療対策費	2,947,035	1,521,482	37,687	精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の可否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	【活動指標】 自立支援医療(精神通院医療)給付決定件数(件)	数値目標なし		16,870	—	●事業の成果 ・精神医療の適正化に努めることができた。請求件数が多く、審査委員との日程調整が困難等の理由により達成できなかったが速やかな処理に努めている。 ＜自立支援医療(精神)実績＞ H29 18,739件 2,683,349千円 H30 19,211件 2,704,931千円 R元 20,308件 2,743,152千円 R2 16,870件 2,754,811千円 R3 21,427件 2,857,816千円 ＜令和3年度退院等請求受理件数＞ 退院請求41件、処遇改善請求24件 ●事業群の目標達成への寄与 ・受診援助、福祉サービスなど医療体制にかかる援助を行うことで、精神障害者の自立促進に寄与した。
				2,987,618	1,510,907	37,524			数値目標なし		21,427	—	
				3,067,543	1,545,813	36,999			数値目標なし				
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条			【成果指標】		100	60		60%		
		H10-	—	—	—		100	60	60%				
		障害福祉課			○	—	—	自立支援医療受給者等	100				

取組項目 iii	14	精神保健審議会及び諸費	479	479	391	精神保健審議会については、新型コロナウイルス感染症拡大によりWEBも活用した形式で開催。 保健福祉に関する事項について、各委員から専門的立場で意見を頂いた。	【活動指標】	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・県の精神保健福祉施策の現状等について報告し、専門的知見から意見を頂いた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・当該審議会は、精神保健福祉法第9条に基づき、精神保健福祉に関する事項について調査審議し、知事に対し答申・意見具申する機関であるため、精神障害者の自立促進に寄与する。	
			550	550	390		審議件数(件)	数値目標なし	0	—		
			932	932	384		【成果指標】	—	—	—		
		S40-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条				審議案件に対する審議の割合(%)	100	0	100%		
		障害福祉課	○	—	—		審議会委員	100	/	/		
取組項目 iii	15	高次脳機能障害支援普及事業	1,502	844	30,514	高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。	【活動指標】	410	332	80%	●事業の成果 ・R2年度に実施した高次脳機能障害連携状況実態調査結果に基づき、研修会を開催し関係機関同士の連携強化構築を図ることができた。 ・小児家族会発足(R4年4月1日)に向け準備が整った。 ・高次脳機能障害児・者が身近な地域で相談、支援を受けられる体制が整備されてきたことや新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し相談件数は減少傾向にあると考えている。 <在宅支援件数> H25 383件 H26 443件 H27 626件 H28 615件 H29 377件 H30 361件 R元 332件 R2 263件 R3 303件 ●事業群の目標達成への寄与 ・通所リハビリテーションの実施や、支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害の理解促進のための普及・啓発活動などを行い、障害者の自立促進に寄与した。	
			1,324	799	30,381		在宅支援件数(件)	410	303	73%		
			2,671	914	29,956		【成果指標】	80	100	125%		
		H18-	障害者総合支援法第3条				ショートケア(1クール)に5割以上参加できた人の割合(%)	80	100	125%		
		障害福祉課	○	—	—		高次脳機能障害のある方々等	80	/	/		
取組項目 iii	16	てんかん地域診療連携体制整備事業費(医療介護基金)	2,955	254	782	てんかん患者や家族が適切な医療や必要な支援を受けることができるよう、地域連携体制を整備する。	【活動指標】	4	2	50%	●事業の成果 ・長崎県てんかん地域診療連携ネットワーク構築のため、「長崎県てんかん地域診療連携ネットワーク運営要綱」、「長崎県てんかん中核医療機関及びてんかん連携医療機関審査要綱」を令和3年10月1日より施行。中核医療機関及び連携医療機関の認定を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・てんかん患者や家族が適切な医療や支援を受けることができるよう、地域連携体制の整備に寄与した。	
			2,801	177	779		研修会の開催(回)	4	2	50%		
		(R3終了)R元-3	てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱				【成果指標】	10	0	0%		
		障害福祉課	—	—	—		連携医療機関数(箇所)	10	42	420%		
			てんかん患者、家族				/	/	/	/		
取組項目 iv	○	17	児童思春期診療強化事業(医療介護基金)	/	/	/	・H28～R2までに養成した「子どもの心のサポート医」39名に対し、医学講座の開催、実地研修(児童相談所で担当教員と共に医療相談を行う)やオンラインを活用したサポート医の助言等の診療機能強化を行った。 ・児童思春期を診療する医療機関の増加を目指す。	【活動指標】	/	/	/	●事業の成果 ・養成した子どもの心のサポート医の診療強化を目的に、医学講座(フォローアップ講座)12回、実地研修(延15回)、オンラインコンサルテーション(2回)実施。サポート医の診療強化につながることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・サポート医が診療している医療機関が増えることにより、発達に課題を抱える子どもへ早期介入ができ、心のケア及び成長発達を促すことに寄与した。
				28,915	0	779		サポート医の診療件数(件)	90	605	672%	
				30,000	0	768		【成果指標】	150	/	/	
			R3-	—				サポート医が診療している医療機関	11	17	154%	
			障害福祉課	—	—	—		子どもの心のサポート医	11	/	/	

取組項目iv	18	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	2,431	0	1,565	発達障害児の受診機会の拡大を図るため、発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修を実施した。 発達障害児が身近な地域において受診できる医療体制の整備を図ることを目的として、地域において発達障害の診察やリハビリを開始しようとする医療機関の施設・設備整備に要する経費に対して補助を行った。	【活動指標】	4	9	225%	●事業の成果 ・小児科医師6名に対して研修を実施し、発達障害児の診断の素地形成を図った。 ・1医療機関に対し、発達障害児の診察やリハビリに必要な設備整備に要する経費に補助を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医師研修の実施や発達障害の診療等を開始する医療機関への設備整備に要する経費の補助により、身近な地域で受診できる医療体制の整備に寄与した。	
			1,516	0	1,558		研修を受講する医師数(人)	4	6	150%		
			3,800	0	1,537		【成果指標】	1	2	200%		
		長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱			新たに発達外来を開設する医療機関数(箇所)	1	1	100%				
		H27- 障害福祉課			—	—	—	県内小児科医師、医療従事者及び医療機関	1			
取組項目iv	19	発達障害地域療育連携推進事業費	3,038	3,038	1,565	地域の中核となる児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所及び幼稚園において発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を目的とした技術的支援や研修等を実施した。	【活動指標】	60	42	70%	●事業の成果 ・地域の中核となるセンターや事業所の療育体制の整備、地域内の療育関係機関との関係構築につなげた。 ・事業所、保育所、幼稚園等で支援を担当する職員が早期の気付きや適切な対応(関わり方、医療との連携、保護者対応等)を行うために必要なスキルの向上につながった。 ・地域の中核となるセンターにおいて、地域の事業所等を対象とした研修会を開催し、センターの機能強化及び地域内の連携につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業所等職員の療育スキル向上や関係機関との関係構築により、地域の療育体制の整備に寄与した。	
			2,914	2,914	1,558		保育所・幼稚園等に対する技術支援延べ回数(回)	60	41	68%		
			4,000	2,000	1,537		【成果指標】	12	11	91%		
		R元-6			—	—	—	児童発達支援センターの設置数(箇所)	12	11		91%
		障害福祉課			—	—	—	県内福祉事業所、保育所、幼稚園等の発達障害児療育機関	12			
取組項目v	○ 20	障害者福祉医療費助成費	1,122,081	1,122,081	782	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。(県1/2、市町1/2)	【活動指標】	数値目標なし	39,805	—	●事業の成果 ・各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。 (補助実績)R元:1,163,903千円/R2:1,122,081千円/R3:1,099,774千円 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者及び家族の医療費負担の低減を図り、障害者が安心して暮らすための支援の充実に寄与した。	
			1,099,773	1,099,773	779		受給者数(人)	数値目標なし	39,286	—		
			1,177,474	1,177,474	768		【成果指標】	数値目標なし	674,589	—		
		長崎県福祉医療費補助金実施要綱			—	—	—	医療費助成件数(件)	数値目標なし	682,955		—
		S49- 障害福祉課			—	—	—	市町	数値目標なし			
取組項目v	21	障害者扶養共済費	413,925	74,768	4,694	保護者が生存中に掛金を納付することにより(新規加入は65才未満)、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円(2口加入の場合は月額40,000円)を支給した。	【活動指標】	数値目標なし	920	—	●事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者扶養共済制度を実施することで、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減や、生活資金の援助がなくなる保護者の死亡後の障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与した。	
			409,510	74,138	4,674		受給者数(人)	数値目標なし	896	—		
			410,557	74,611	4,609		【成果指標】	—	—	—		
		独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約及び長崎県心身障害者扶養共済制度条例			—	○	—	制度加入者	—			
S45- 障害福祉課			—	○	—							

取組項目 V	22	福祉・介護職員等による たんの吸引等研修事業 (医療介護基金)	863	0	782	医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に必要な知識及び技能を修得させる研修(重度障害者等を対象とした特定の者)を実施した。	【活動指標】	3	2	66%	●事業の成果 ・県委託による基本研修を2回実施。また長崎県教育委員会による基本研修も1回実施した。 ・また、喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を6圏域において1箇所以上確保することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 たんの吸引ができる介護人材を育成することで、住み慣れた地域での生活を維持し、安心して暮らせることに寄与した。
			424	0	779		研修開催回数(回)	3	3	100%	
			863	0	768		3				
		地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条		【成果指標】	7	6	85%				
R元-8						喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に1箇所以上確保する。	7	6	85%		
障害福祉課		○	—	—	介護職員等		7				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	障害福祉サービスの給付等	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>障害者総合支援法や児童福祉法などに基づき各種サービスの提供を行った事業所等へ対し、報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供につながった。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。</p>
ii	相談等による障害者の自立支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。</p> <p>・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。</p> <p>・障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。</p> <p>・障害者相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。</p> <p>・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。</p> <p>・障害者の高齢化等に伴い参加者が減少しており、障害者が参加しやすい環境の整備が必要である。</p> <p>・アドバイザーの活動により地域のネットワークの構築や地域では対応が困難な事例への助言等の障害者が利用しやすい相談支援体制の構築が図られており、今後も継続してアドバイザーの配置が必要である。</p>
iii	精神保健福祉施策の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員からの意見を反映していく。障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(30日)を下回ることができ、適正な医療、人権擁護につなげることができている。高次脳機能障害者支援においては、医療機関と連携し、地域完結型の支援提供ができる体制作りを行っていく必要がある。また、てんかんについては、専門医療機関のネットワーク構築については、医療機能による連携体制整備を図っていく。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>精神保健審議会：精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。</p> <p>精神障害者の医療負担の軽減等：引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。</p> <p>高次脳機能障害への地域完結型の支援提供に引き続き取り組む。</p> <p>てんかんについては、県下におけるネットワーク体制整備の一環として医療機能別の医療機関の指定に向けた準備を行う。</p>
iv	地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>発達障害の診療ができる医療機関に限られる一方、患者は増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の新患待ちが長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。</p> <p>H28から児童発達支援センター等の支援のためのコーディネーターを設置するとともに、児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所(H28)から11箇所(R3)に増加したが、設置数は伸び悩んでいる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、発達障害の診療が可能な小児科医を養成する研修を実施するとともに新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援を行う。</p> <p>コーディネーター等による児童発達支援センター等への技術支援を継続実施し、地域療育スタッフのレベルアップ、センター機能の強化を図る。</p>

v	<p>心身障害者に対する福祉制度の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。また、新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体ヘリーフレットを配布するとともに県ホームページに掲載し、制度の周知を図った。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。</p>
---	---	---

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容	令和5年度事業の実施に向けた方向性				
			事業期間 所管課(室)名		※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
取組項目 i	○	1	自立支援給付費	—	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持	
			H18-						
			障害福祉課						
		2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	—	—	①	令和4年10月から新規創設の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算において、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していることが算定要件となる見込みであることから、処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員(社労士等)派遣等の周知を図っていく。	現状維持	
									H29-
									障害福祉課
		3	療養介護医療費	—	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持	
									H18-
									障害福祉課
		4	障害児施設支援費	—	—	—	児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持	
									H24-
									障害福祉課
		5	身体障害者更生医療給付費	—	—	—	身体機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持	
									S29-
									障害福祉課

取組項目 ii	○	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業 H27- 障害福祉課	福祉面の支援者養成だけでなく、医療従事者に対する研修等の医療的アプローチについても一体的に実施する。	—	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていくとともに、各市町が実態調査の結果を踏まえ必要な福祉サービスの検討や災害時の個別支援計画策定を促進するよう支援する。	現状維持				
		9	医療的ケア児支援センター運営事業 (R4新規)R4- 障害福祉課					R4新規	—	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図る。	現状維持
			10								
	11	障害者自立促進事業 H6- 障害福祉課	—	②	研修会の開催時期や開催方法を早期に確定して、障害者に会への参加を促す時間を十分に確保することにより、参加者数増加を目指しながら、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に努めていくとともに、併せて事業の内容等も検討していく。	改善					
	12	障害者広域支援事業 H19- 障害福祉課	地域自立支援協議会等を通じて県アドバイザー派遣事業の活用を促していく。	②	各市町が行う障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していることから、継続して事業を実施しながら相談支援体制の充実を図る。	改善					
取組項目 iii	○	13	障害者医療対策費 H10- 障害福祉課	—	—	引き続き精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持				
		14	精神保健審議会及び諸費 S40- 障害福祉課	—	—	精神保健福祉法の規定により設置している附属機関である。精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議し、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持				
	15	高次脳機能障害支援普及事業 H18- 障害福祉課	障害福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進のため、支援者の人材育成、関係機関の連携強化に向けた研修会を開催する。	—	—	引き続き支援センターを設置して相談支援、普及啓発等を行うとともに、高次脳機能障害に係る医療体制の充実を図ることで、高次脳機能障害について障害保健福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進を図る。	現状維持				

取組項目 iv	○	17	児童思春期診療強化事業(医療介護基金)	—	—	平成28年度から令和2年度まで取組んだ「地域連携児童精神医学講座開設事業」において、養成した「子どもの心のサポート医」に対し、実地研修、オンラインコンサルテーションなどフォローアップしていくことで、診療強化を図り、サポート医が診療する医療機関を増やしていく。(他県からも参考にしたいと言われている取り組みであること、サポート医の育成には時間を要することから、引き続き実施していく)	現状維持
			R3-				
			障害福祉課				
取組項目 iv		18	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	—	—	引き続き身近な地域で発達障害の診察、リハビリを行うことのできる医療体制の構築を図る。	現状維持
			H27-				
			障害福祉課				
取組項目 iv		19	発達障害地域療育連携推進事業費	—	③	引き続き発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上や地域の中核となる児童発達支援センター等を中心とした地域の療育体制の構築に向けた事業を実施するとともに、地域の療育に係る事業者及び市町等との意見交換を通じて情報共有を行い、発達障害児の支援ネットワーク作りを進めていく。	現状維持
			R元-6				
			障害福祉課				
取組項目 v	○	20	障害者福祉医療費助成費	—	—	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
			S49-				
			障害福祉課				
取組項目 v		22	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業(医療介護基金)	—	②	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に1箇所以上確保するため、未確保圏域において実施でき得る事業者等へ働きかけを行う。	改善
			R元-8				
			障害福祉課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点